

選考結果総括表

府省庁名 厚生労働省

| 役職 | | 現任者 | | | | 任命予定者 | | | 選考経過 |
|----------|----|-------|----|-------------|---------------------------------------|----------------|----|-------|---|
| | | 氏名 | 年齢 | 当初就任 年月日 | 前職 | 氏名 | 年齢 | 現(前)職 | |
| 全国健康保険協会 | 理事 | 高橋 直人 | 63 | H20.10.1 | 厚生労働省医薬食品局長[OB] 全国健康保険協会理事 | (公募の結果、現任者を選任) | | | 応募総数 4名 ↓ 書類選考 ↓ (2名) 面接 ↓ (1名) 任命権者が選任 |
| 全国健康保険協会 | 理事 | 藤井 康弘 | 56 | H28.12.1 | 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長[OB] 全国健康保険協会理事 | (公募の結果、現任者を選任) | | | 応募総数 3名 ↓ 書類選考 ↓ (2名) 面接 ↓ (1名) 任命権者が選任 |

全国健康保険協会理事（総務担当）選任理由

全国健康保険協会の使命は、公的医療保険制度の中で、中小企業等の従業員とそのご家族が加入する健康保険を運営する保険者として、健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の利益の実現を図ることにある。

このような使命を有する当協会にあって、本ポストには、そのミッションとして、理事長を補佐し代理する理事として、当協会の重要な経営方針の立案への参画及び業務運営全般の調整・管理を行うとともに、正職員 2,000 名以上の管理などを含めた総務部の業務を統括することが求められている。

本件公募に対しては、4名の応募があり、選考委員会が書類選考で2名に絞った候補者について、面接を行った上で、高橋直人氏を適任と判断し、任命権者である理事長に提示したところ、別途候補者と面談した理事長も同氏を適任と判断し、選任したところである。

選任理由は、協会発足当初から総務担当理事として法人運営を行ってきた同氏は、協会が置かれている現状及び課題を的確に把握し理解していること、また、正職員 2,000 名を超える組織の総務・人事・労務部門を統括してきており、職員の教育及び意識改革についても着実な成果が認められることから、今後も、協会の使命・理念に即した経営改革にさらなる成果が期待できると認められたことである。加えて、医療保険制度全般に関する豊富な知見を有していることなどから、保険者機能の発揮等の多くの課題に直面している法人にあって、理事長を補佐し代理する総務担当理事として、高橋直人氏が最適任者であると判断したものである。

全国健康保険協会理事（企画担当）選任理由

全国健康保険協会の使命は、公的医療保険制度の中で、中小企業等の従業員とそのご家族が加入する健康保険を運営する保険者として、健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の利益の実現を図ることにある。

このような使命を有する当協会にあって、本ポストには、そのミッションとして、理事長を補佐し、重要な経営方針の立案に参画するとともに企画部の業務を統括し、運営方針及び事業計画の企画、保険料率の算定等の財政管理、医療費適正化対策の推進等に取り組み、関係機関との折衝・調整を行うことが求められている。

本件公募に対しては、3名の応募があり、選考委員会が書類選考で2人に絞った候補者について、面接を行った上で、藤井康弘氏を適任と判断し、任命権者である理事長に提示したところ、別途候補者と面談した理事長も同氏を適任と判断し、選任したところである。

選任理由は、平成28年12月から企画部門を統括する理事として法人運営を行ってきた同氏は、財政基盤強化、医療費適正化や保健事業の推進を始めとする保険者機能強化など協会が直面する課題を的確に把握し理解していること、また、協会の使命・理念に即した経営改革に強い意欲があり、それを実施するための経験と能力を有していると認められたことである。加えて、医療保険制度改革等に携わった豊富な経験・実績から、医療保険制度全般に精通しており、保険者機能の強化・発揮に向けた企画立案や関係機関との折衝・調整の能力も有していると認められることなどから、理事長を補佐し、企画を担当する理事として、藤井康弘氏が最適任者であると判断したものである。

役員選考委員の属性について

【全国健康保険協会】

- ・ 全国健康保険協会 理事

選考委員会のメンバーの属性は以下のとおり

- ・ 学識経験者 1名
- ・ 団体役員 1名
- ・ 事業主代表 1名
- ・ 被保険者代表 1名

計 4名